

社会福祉法人清栄会一般事業主行動計画

【女性活躍推進法】

職員が仕事と子育てを両立することができ、働きやすい環境を作ることにより、一人一人がその能力を十分に発揮する事ができるようにするため、また女性が職場生活において活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1 育児休業取得の推進

〈対策〉

- (1) 令和4年4月～ 育児休業・産後パパ育休に関する制度の周知
- (2) 令和4年5月～ 相談体制（窓口）の整備
- (3) 令和4年8月～ 育児休業に関する研修の実施

目標2 職場環境と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

有給休暇 取得率3%向上

〈対策〉

- (1) 令和4年4月～ 有給休暇取得状況の分析と取得率の低い部署からのヒアリング
- (2) 令和4年5月～ 相談体制（窓口）の整備
- (3) 令和4年7月～ 改善状況の確認と改善

【女性の活躍に関する情報公開】

職員数 208名 男性 51名 女性 157名（女性の割合75.4%）

主任以上に占める女性の割合 60%

女性の育児休業取得率 100%